

南種子町農業委員会平成 27 年 8 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 8 月 17 日（月）午後 3 時 00 分から午後 3 時 28 分

2. 開催場所 研修センター 2 階西側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 8 番 西田 暁

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 24 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 13 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 4 号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第 5 号 「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」書の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 園田 孝太郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 13 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番、中峰
義哉 委員。7番、石堂 かよ子 委員を指名します。

議 長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事 務 局 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。1枚紙の表・裏に
なります。

先ず、7月13日 月曜日、技連会、研修センターにおきまして、局長・
係長・職員が出席いたしております。次、7月17日 金曜日、南種子町
和牛部会定期総会、〇〇でございまして、会長が出席しております。7月
21日 火曜日、新規認定農業者認定式、町長室で行われております。Aさ
んとBさんですね。7月22日 水曜日、情報事業普及推進月間に係る巡
回訪問の実施、これにつきましては全国農業新聞・全国農業図書の普及の
関係でございまして。会長・職務代理、振興部長が出席いたしております。
7月24日、鹿児島県農業会議第88回通常総会、会長・係長が出席して
おります。平成26年度の事業報告・収支決算の承認でございまして。

7月25日、「天空のパラダイス」(開店披露式典)、これにつきましては
漁協直営店におきまして、11時から式典、その後披露会ということで、会
長・局長が出席したところであります。7月28日、熊毛地区さとうきび
価格対策協議会及びこの日各種総会が行われております。会長が出席して
おります。7月29日、町担い手育成総合支援協議会、研修センター、局
長・係長が出席しております。同じく29日、平成27年度和泊町農業委員
会委員 南種子町視察研修、3時から研修センター、会長・職務代理・職
員が出席しております。ここにつきましては、先ほど意見が出ておしまし
たが、私の資料取りまとめで、和泊町の研修はすごくもてなしをしている
なと感じつつも、ちょっと不慣れな分、詳細につきましては検討いたしま
して、きちんと書き直して差し替えをさせていただきたいと思っております。

8月3日ですけれども、辞令交付式、今回8月1日付で異動がありまし
た。会長・局長・職員の出席であります。

最後ですけれども、8月5日、現地調査、今回は非農地、流動化奨励金
関係、それから農地パトロールですけれども、出席者につきましては、会
長・農地部長・局長・職員、池亀・中里・中峰・石堂・西田委員でありま
す。(同じく5日、農地利用状況調査協力員説明会及び辞令交付式、研修
センター、出席者につきましては、会長・局長・職員、農業委員でありま
す。)以上で(諸般の)報告を終わらせていただきます。

議 長 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思っております。

議長 日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第24号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)について承認を求めるものでございます。資料のほうは、2ページをお開きください。

番号1は、平成25年度第24号にて承認された、平成25年8月30日付け公告の一部変更に関するものでございます。貸す人・C。 借りる人・Dの件であります。資料のほうは、3ページをお開きください。合意解約の通知書について説明いたします。

今回、貸す人は南種子町〇〇〇番地 Cさんで、借りる人は、南種子町〇〇〇番地〇〇 Dさんです。登記・現況は、田が3筆の合計2,012㎡です。権利の内容は主に水稻作付で、平成25年9月1日から平成35年8月31日までの10年間設定期間でしたが、今回、農地中間管理事業を活用したいということで合意解約するものでございます。

平成27年8月4日付けで合意解約し、農地中間管理事業を活用して、農地を集約していきたいという双方の話し合いの結果によるものでございます。

個別の資料につきましては、4ページに添付してありますので、お目通しのほうをお願いします。以上、承認を求めるとでございます。説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第4、) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第13号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権2件・所有権移転1件・農地中間管理権5件を定めたいので、承認を求めるとでございます。

資料は7ページをご覧ください。まず、農用地利用集積計画 賃貸借権

2件について説明いたします。

整理番号1番、利用権設定をする者は、鹿児島市〇〇〇番地〇〇 Eさんで、利用権を受ける方は、熊本県熊本市〇〇〇番地〇 有限会社 Fでございます。

現況は、田が3筆の4,757㎡です。設定期間は5年間設定が1件の新規設定となっております。

個別の資料については、9ページから10ページになります。

事務局

続いて、整理番号2番について、説明いたします。

利用権設定をする者は中種子町〇〇〇—〇 Gさん、利用権設定を受ける方は、〇〇〇番地 Hさんです。平成27年5月15日の定例総会の議案第1号で承認された、合意解約の案件でございますが、I氏からG氏に所有権移転に伴い、今回、記載事項証明書の名義人がG氏と確認されたのでGさんとHさんとの利用権を設定するものです。田が13筆の7,598㎡でございます。

個別の資料は、11ページから13ページになります。お目通しのほうをお願いします。

事務局

続いて、資料14ページをお開きください。所有権移転の総括表になります。

鹿児島県地域振興公社が売り渡す事案でございます。公告日は平成27年8月31日で、対価の支払いが平成27年9月11日、引渡時期が平成27年9月11日で、田の2,927㎡で、所有権移転を受ける者の数が1名の申請でございます。

資料15ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番、所有権移転を受ける者は 〇〇〇番地〇 Jさん、所有権移転をする者は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社であります。土地の所在は、〇〇字〇〇〇、田の1筆、面積が2,927㎡でございます。所有権の移転で、権利の内容は、水稻作付、売買で対価〇〇〇万〇〇〇〇円です。

申請内容は以上であります。個人の同意書など関係資料は16ページから17ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

事務局

続いて、資料は18ページをお願いいたします。

計画内訳書の農地中間管理権5件について、説明をいたします。

平成27年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権 利用権設定5件を定めたいので、承認を求めるものでございます。

整理番号1番から5番まで、利用権設定をする者が公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権を設定する者は、〇〇〇番地 Cさん・53歳外4名の方でございます。

全体では、田が13筆の15,163㎡、畑が1筆の1,466㎡となっております。設定期間は、整理番号2番が5年間設定で、権利の種類が賃貸借、そ

の外が 10 年間設定で、整理番号 1 番と 3 番が権利の種類が使用貸借、整理番号 4 番・5 番については賃貸借となっております。

個別の資料につきましては、20 ページから 25 ページに、字図を 26 ページから 30 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2 号議案について承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、議案第 2 号については原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第 5、) 議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・K を議題とします。事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは 31 ページをお開きください。議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について、資料を読み上げます。

整理番号 1 番、申請人は、所有者であります、〇〇〇番地の K さん。土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇—〇〇です。

地目が畑で、現況は山林となっております。地積の合計は、2,938 m²。変更年月日については、昭和 50 年以前です。

現況意見といたしまして、『昭和 50 年以前より山林として利用され現在に至っている』とのことです。

(現地調査において、内容について相違ないことを確認しております。)

参考資料は次のページ以降に添付をしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。中峰委員。

6 番委員 説明します。現況(意見)にもありますように現地を確認したんですが、50 年頃どころか、1 回も畑になったことのないような沢というか、谷のようなところまでして、誰が見ても畑じゃないと、本人が地籍(調査)の時に、閲覧等を慎重に、地図等ちゃんとやれば良かったんですけど、それをいい

加減にやってしまったもので、変更をしないまま現在に至ったということで、今回、(非農地)証明をいただきたいということです。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 (担当委員の)説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第6、)議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・L 外3件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について説明いたします。資料は35ページをお開きください。

議案第4号 農地流動化奨励金交付申請について、ご説明いたします。

申請人は、Lさん 外3件。地積の合計は133アール。奨励金の合計金額は66,500円です。8月5日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第7、)議案第5号 「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」書の提出について、を議題とします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。局長。

事務局 はい。「有害鳥獣対策関連事業支援のための補助金等に関する建議」ということですが、まず私も「建議」という言葉は初めてでしたので、ちょっと調べてみました。要は、国に対して意見申し立てると、例えば憲法のことでは、両院議員が政府に対して意見や希望を申し述べること、簡単に言えばそのような内容だと思います。郡内においては近年鳥獣、種子島では鹿が南種子町にも来ているという噂はずっと来ております。また事実でもありますので、特に屋久島を始めとして、鹿とか猿とかの被害に

対しては、深刻な問題になっております。有害鳥獣対策関連事業については、予算の確保に国も努めている訳ですけれども、防護柵、それから網、被害防止対策として、個体数を減らす有効な手段であるということですが、それに対して、政府に対して、1番目に27年度の予算においても、これに関する補助金等の増額を検討して欲しいと、それから28年度以降についても、有害鳥獣対策関連事業に関する財政支援を、着実に予算化して欲しいと、こういう建議書です。

本日8月17日ですけど、屋久島町の農業委員会が8月25日ということで、こちらが最終ですか、それで皆さんにお諮りいたすところでありませう。若干、今日の技連会でも、その鹿の害、例えば、雨の夜に行動が活発と、住民の方からも聞かれたことがあると思いますけど、外敵から気づかれにくいことを本能的に知っている。で、ご承知のように鹿しかわななんかについては、潜り抜れたり、噛み破ったり、跳び越えたと。ジャンプがすごく、1.5メートルは柵をしないとピョンピョン跳ぶと、で畑の中央付近を荒らすことが多いみたいですね。どの方向でも逃げられるように、中央方向の作物を食うということみたいです。まあこれに関連した対策で、都会のほうで、先日のニュースにもありましたように、個人が勝手に家から配線して、親子が川で感電死したとか。ああいうこともこの頃の話ですけれども、それとはまた別でありまして、この建議書というのは以上のような内容です。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい。あの防護ネットやら、鹿しかわなとか色々やっているみたいですが、例えば防護ネットを立てる支柱が欲しいとか。例えば町の助成とかで、そういうのはやってあげるんですかね。

事務局 いいですか。（挙手）鹿しかわなとか、そうですね。防護柵とか支柱とか、総合農政課の担当のほうに聞いたほうがいいんじゃないでしょうか。農業委員会としては。

12番委員 はい。（挙手）何でこれを言うかと言うと、中種子町・西之表市は農協のほうでも把握してますが去年（の会議で）、私も資料を持ってこなかったんですけど、相当頭数が増えてるんですね。で、南種子町が1頭だけだったんですけど、やっぱり1網ひとあみに対して、防護柵に対して千円未満、支柱に対して国、行政のほうからも何パーセントと言って来ていますので、具体

的に南種子は括りがないとしないですよ。そういう話をしたんですけど、町のほうもこういうふうに行っているから、助成をやっているからどうですかという案で、出ていけば、そうすると鹿罨やっているし、それから防護柵も取り付けて、1網に対して助成が出ていると。町が出来なければ、農協も全体でね、種子島は一つですから、するべきじゃないかなと思ったものですから、質問した訳です。

(「ちょっと、いいですか。」の声あり)

議 長
事 務 局

はい。

今年、どれだけ補助が出ているかというのは総合農政課なので、資料を調べてみてみます。それで使っても出ていなかったら、結局この建議書に繋がるような内容なので、総合農政課を通じて、あると思うんですけど、そういう対策の補助も出来ないものかと。今度町長にお願いをするという形をとるほうが良いのかなと考えます。

議 長

この建議書を出すということに関して、皆さん方のご意見を聞きたいんですけど。建議書を出すということに関して、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(「はい。」の声あり)(賛成多数)

議 長

ということで、この建議書を1市3町で出すということで、決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議 長

では決定いたします。

(「はい。いいですか。」の声あり)

議 長
10 番 委 員

はい。

この建議書を出すのは、今回が初めてですか。それとも、これ以前に出したことがあるんですか。

議 長

私の記憶の中ではあります。

10 番 委 員

それは何年頃ですか。

議 長

もう、ずっと前。寺田会長の頃ですか。

10 番 委 員

現在のところ、鳥獣害対策で国とか県から、熊毛の1市3町に対する対策事業の補助金ですか。これは幾ら来ているんですか。それを教えてください。

議 長

はっきりと分からないものですから。

(「はい。」の声あり)

事 務 局

鳥獣対策関係については、各市町村のほうに補助金が流れていると思うんですけども、総合農政課のほうの管轄になりますので、いま現在幾らだというふうに断定した金額というのが言えない状況でございますが、本町においても補助金のほうをいただいていると思います。後もってその金額を全員協議会のほうで出していきたいと思いますので、それでよろしい

でしょうか。

10 番委員
議 長

はい。

はい。この建議書を出すということで決定したいと思います。それでよろしいですね。

(「はい。分かりました。」の声あり)

議 長

建議書を出すということで決定いたします。

(「もう1件。いいですか。」の声あり)

議 長

はい。

10 番委員

この建議書は毎年出すということですか。例えば3年に1回とか、5年に1回とか。どのようにされているんですか。

議 長

毎回でもよろしいです。

10 番委員

毎回ではなくて、毎年。

議 長

毎年は出してないですね。この有害鳥獣対策関連事業に対しての補助金の建議、それからTPPの絶対反対とか、それに対しての異議は何回も出しています。

10 番委員

いやあTPPは別です。これに対する建議ですけれども、毎年出すんですか。それとも3年、5年に1回とか。

議 長

毎年、出してもいいです。

議 長

一応、議案第5号については決定いたしました。この件は、ここで切り上げたいと思います。後の議案事項はありませんので、本日の総会の全てを終了したいと思います。

議 長

それでよろしいですね。

(「はい。」の声あり)

議 長

以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。